

偉人名言集

「人よく道を弘む。
道、人を弘むるにあらず。」

People elevate the Way.
The Way does not elevate people.

孔子

この言葉は、人生の道は自ら切り開いていくのが人の生き方であり、出来上がった道が人を拓いていくのではない、という意味です。さまざまな経験をつむことで、自分の力で進むことができるようになります。またそのためには、人との繋がりや支えも欠かせません。春は出会いの季節です。新しい仲間とともに切磋琢磨し、道をきり拓いていきましょう。

INFORMATION お知らせ

【社労士法人セミナー】

セミナー名: **今年度押さえておきたい労務管理**

日 時:平成28年4月26日(火) 16:00 ~ 18:00
場 所:アーク&パートナーズ 会議室
講 師:ディレクター 社会保険労務士 碓井 健一
お問い合わせ先:社会保険労務士法人アーク&パートナーズ セミナー担当
03-3545-2414

【セミナー内容】 法改正が予定されている内容や最近の労務管理のポイントなどを具体的に解説します。

- ①無期労働契約に転換! 契約社員の労務管理(労働契約法)
- ②派遣労働者の受入ルールが変更(労働者派遣法)
- ③貴社従業員にも影響が! 大企業の社会保険適用範囲拡大(社会保険適用拡大)
- ④長時間労働に対する労基署調査が強化!?(労働基準監督署調査)
- ⑤仕事と家庭の両立支援の充実(育児・介護休業法)

先着順、定員になり次第、受付を終了いたします。皆様のご参加を、心よりお待ちしております。





代表・税理士

内藤 克

贈与したつもりが名義貸し扱いに

相続税の税務調査でいちばん多い指摘は「名義預金」といわれています。

名義預金とは、たとえば祖父が孫名義の預金にお金を入金し続けて相続対策を行ったつもりが「名義はお孫さんのものですが中身はお祖父さんのものです」と指摘され相続税の対象にされる預金をいいます。

贈与税がかからない範囲で贈与をし、相続財産を減らすのが目的ですのでだいたいの場合は相続税の基礎控除である年間110万円以内で預金移動を行っています。

しかし、贈与とはお互いの契約ですので「あげます」「もらいました」の合意形成が必要ですので、もらう側が承認していない場合には成立していないことになります。

《名義預金の特徴》

- 銀行口座が贈与者の住所の近くにある
- 出金がない
- 複数者(子や孫)に対し同額移動している
- 通帳や印鑑は贈与者が管理している

● 贈与者の届出印と受贈者(子や孫)の届出印が同一名義預金とされないためには受け取ったお側が自分の意志で投資や運用、消費すること、贈与契約書を作成しておくこと、あえて年間110万円を超える贈与をして贈与税の申告をしておくことが必要となります。

受け取った金を孫が散財しないようにするのであれば、孫が父を被保険者として終身保険に加入するという手もあります。これであれば父に万が一のことがあたら死亡保険金を受け取ることもできますし、数年すれば解約返戻金も積み上がりまとまったお金を受け取ることもできます。

以前、仏壇のある居間で税務調査が行われたとき、孫名義の預金が次々と否認され、遺影のお祖父さんが悲しそうな顔に見えたことがありました。いくら説明したくても本人は亡くなっており、説明するのは遺族と税理士です。否認されない準備をお忘れなく。

「自由=楽」ではない。働き方の多様化に隠れた課題

最近生産性の向上だけでなく育児や介護、ストレス問題を考慮して、フレックスや在宅など柔軟な勤務形態を取り入れる企業も徐々に増えてきました。

しかし、そのような働き方によってワークライフバランスを保ちながら仕事ができる人がいる一方、働きづらさを感じてしまう人も多いのではないかと感じています。

極端な例え話ですが、経営者やフリーランスの人は時間に関係なく働き、プライベートと仕事の垣根がありません。それは結果を求められているからです。

それと同じように柔軟な勤務形態による時間拘束からの解放は、個人の裁量を重視します。裁量を重視した働き方は結果ありきの評価にならざるを得ないため、人によってはそのプレッシャーから本来のパフォーマンスを発揮できないというケースも考えられます。

「自由=楽」というのは拘束時間あってこそその甘い考え方。それを受け入れるということは個人事業主と同じ責任を負うということであり、高い自己管理能力が求めら

れます。

多少の前後はあるものの決められた仕事を決められた時間内にやりきって帰るという従来の働き方が、実は一番従業員への負担が少なく、生産性を確保できる方法なのではないかと考えています。

ひとつのアイデアですが、海外にはインターバル勤務という働き方があります。簡単に言うと12時間インターバルという勤務形態。これは退社してから出勤するまでは「必ず12時間空けないといけない」という休息時間を確約したルールです。この制度を応用して8時間勤務とすることで柔軟性と拘束性の両方を兼ねることが出来ます。

そして、この12時間インターバルで1ヶ月間、働き続けても日本で言う残業80時間、いわゆる過労死ラインとギリギリの労働時間に収まります。

育児や介護離職、精神疾患などが問題になっている昨今。変えていくべきところは変えていく必要がありますね。



司法書士

西田 誠

祭祀財産承継

相続法の原則は、「被相続人の財産に属した一切の権利義務が死亡によって相続人に承継される」(民法896条)ということです。ただし、この例外として民法897条には「祭祀に関する権利の承継」として、「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、896条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する」と定められています。

①祭祀財産

相続財産から除かれる祭祀財産としては、系譜、祭具、墳墓が規定されている。しかし、相続人が自ら購入した位牌、仏壇、墳墓などはこの祭祀財産にははいりません。

②祭祀財産の承継

祭祀財産の所有者が死亡したときには、それらの祭祀財産は相続分や遺留分の基礎に加えられない。また、相続を放棄した者や相続人でない者も承継人になることができます。

③祭祀財産承継の登記

登記原因を「民法897条による承継」として相続人全員を登記義務者として、承継人を登記権利者として共同申請をします。

④承継者の決め方

祭祀承継者の決め方については、第一に被相続人の指定、第二に慣習、第三に家庭裁判所の指定と定められています。

⑤被相続人の指定

これは遺言が通常だが、口頭、書面、明示、黙示を問わないとされています。

⑥慣習

これは旧家督相続制度を維持する意図とされると解されており、近年では否定されることが多いです。

⑦家庭裁判所の指定

これは家庭裁判所に対して、調停または審判を申し立てることです。

最後に、祭祀承継をめぐる裁判では被相続人の遺骨の帰属が問題になることが多いです。被相続人の遺骨はその者の所有に属した財産ではないため祭祀財産とはいえないが、遺骨の所有権は墓地への埋葬、供養のためのみ行使可能であることから、祭祀主宰者に承継されるとするのが判例の立場です。

(月報司法書士参照)



特定社会保険労務士

黒川 健吾

ネットの風評・中傷への対処は必須

一昔前だと居酒屋での愚痴で済んだものが、現在ではネット上に投稿・蓄積され、対策を講じなければ集客や求人に悪影響を及ぼす事態が生じています。多くの人がスマートフォンを持ち、感じたことをその瞬間に投稿するようになったことが大きな要因です。

中傷等を放置しても、人の噂とは異なり、勝手に消えたり忘れられることは基本的にありません。ここでの問題は不快かどうかではなく、他人にどう見られるかですので、誤解を受ける内容であれば削除を検討すべきです。ここで用いるのが「プロバイダ責任制限法」です。

プロバイダ責任制限法は、インターネット上への投稿の投稿者を特定する手続等を定め、そのガイドラインでは削除依頼の手続きについても定めています。ただ、どのようなものでも削除や開示ができるわけではなく、前提として権利侵害があることが必要です。権利侵害にあたるかどうかの判断は法的判断のため簡単ではありませんが、書かれている内容が事実無根かどうかは一つの重要な指標になります。

権利侵害がある場合、削除は早くして1週間程度から可能ですが、特定は複数回の手続きが必要であるため、どんな

に早くても半年程度かかってしまうのが通常です。なお、特定手続は、書込みから3か月程度で書込時のログがなくなってしまうため、これ以前に対処していく必要があります。その意味で、特定手続は二重の意味で時間的に大変だといえます。

ただし、削除と特定の手続きは同時に進めることができますし、特定さえできれば同様の被害に遭うことは少なくなることが多いです。

誰でもインターネットを利用しているので、インターネット上の評判を管理することが必要な時代になっています。

プロフィール

法律事務所アルシエン所属。
インターネット上での誹謗中傷対策を専門とし、活躍している。
(1) 電子掲示板、まとめサイト、Q&Aサイト、ブログ、Twitterなどのインターネット上の誹謗中傷削除。
(2) 発信者情報開示、損害賠償、請求刑事告訴等。
(3) インターネット炎上発生時のメディア対応に関するアドバイス。

[税 務]

■ 企業版ふるさと納税の創設 (地方創生応援税制)

平成28年度の税制改正により、企業版ふるさと納税が創設されました。

現行では、地方公共団体への寄附は全額損金算入可能ですが、企業版ふるさと納税では、さらに寄附額の30%を法人税等から控除できます。

なお、対象となる寄附は、地方公共団体が地方創生事業について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があるため、まずは認定を待つ必要があります。以下のいずれかにも該当する地方公共団体は対象団体から除外されます。

- ①地方交付税の不交付団体
- ②市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体

また、個人のふるさと納税とは違い、地方公共団体が企業に寄附の代償として経済的利益を与える行為を禁止しています。

[労 務]

■ 健康保険の標準報酬月額の上限引き上げについて

平成28年4月から健康保険の標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限が下記のとおり変更になります。

- ①標準報酬月額の上限が(47等級・121万円)から(50等級・139万円)に引き上げ
- ②年度の累計標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げ

①の標準報酬月額引き上げに伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる場合、直前に行われた取得時決定・定時決定・随時改定における届出内容に基づき年金事務所または、健康保険組合より、会社宛に通知が届きます。協会けんぽ加入の場合、4月中旬に年金事務所より通知がされますが、健康保険組合からの通知については、通知方法や通知時期が異なるため、事前に確認しておくのがよいでしょう。

給与計算においては、3月より改定される健康保険料率との対応時期の違いに注意が必要です。

[法 務]

■ 相続登記漏れに注意

ご自分で相続登記をされたような場合など、後年、相続登記漏れの物件が発覚するケースがあります。数十年先の孫の代になってから再度遺産分割協議書を作成しなくてはならない場合、相続人が多岐にわたり協議が円滑に進まないことが多々あります。

これらの登記漏れの原因として、固定資産税評価証明書には記載されない以下のような物件の存在があります。

- ①共有不動産
(共有者である代表者一人に課税通知がされているため他の共有者には通知されていないケース)
- ②未登記の納屋、車庫、増築部分等
- ③保安林、個人墓地等

これらを所有されている方の遺産分割協議書の作成には注意が必要です。

[全体研修レポート]

アーク&パートナーズでは3つの異なる分野の専門家が集まっているメリットを活かすべく、今年度より各専門知識の向上を目的とした研修を開催しております。

2月24日開催の研修では、各事業所が下記のテーマについて説明と質疑応答を行いました。

- 中小企業の税務調査の動向と対策(税理士法人)
- 選択制確定拠出年金401k概要(社会保険労務士法人)
- 司法書士業務の事例解説(司法書士事務所)

今後も定期的に研修を行い、異なる分野の専門知識を身に付けることでお客様へのご提案の幅を広げて参ります。



新人紹介

1月に税理士法人に入社いたしました、前川友里と申します。今までは、アシスタントとして月次の入力や社内でのサポート業務をしておりました。

お客様と同じ目線に立ち、誠意ある対応を心がけていきたいと思っております。

1日でも早く皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願い致します。



税理士法人・社労士法人はFacebookにて最新情報をお届けしております。

お待ちしています♪

<編集発行>



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階
(代表)TEL.03-3545-2415
<http://www.s-arc.com>